

令和5年度
仙台市のいじめ防止等対策に係る
検証結果報告書
(令和4年度事業)

令和6年3月
仙台市いじめ防止等対策検証会議

<目次>

I	はじめに	1
II	検証結果報告	
1	令和4年度提案（3年度事業）に関する対応状況の確認	2
	（1）仙台市いじめ実態把握調査について	
	（2）学級生活アンケート調査について	
	（3）教職員以外の専門職について	
	（4）いじめ対策担当教諭について	
	（5）情報モラル教育（ネットいじめの予防と家庭との連携）について	
2	仙台市におけるいじめの状況について	6
3	令和4年度のいじめ防止等対策事業の検証	8
	（1）市民向けの広報・啓発について	
	（2）いじめの防止に関する家庭等の理解促進について	
4	その他今年度確認した取組みについて	11
	（1）いじめ防止等対策に係る教職員の研修	
	（2）いじめ防止「きずな」キャンペーン	
	（3）仙台市いじめ等相談支援室 S-KET	
III	会議の開催状況	12
IV	委員名簿	12

I はじめに

仙台市いじめ防止等対策検証会議は、仙台市及び仙台市教育委員会が講ずるいじめ防止等の対策について検証し、検討を加えることにより、いじめ防止等の対策を効果的に推進するため、「仙台市いじめの防止等に関する条例」（平成31年4月1日施行）に基づき設置されたものである。いじめ防止等の対策は、不断の見直しと改善が必要であることから、令和元年8月に設置されて以降、毎年度、様々な取組みを客観的に検証し、改善に向けた方向性などについて検討を行い、その結果を市長に報告してきた。

令和5年度は、市及び教育委員会によるいじめ防止等の施策に関して、以下のとおり検証を進めた。

初めに、昨年度の当会議からの提案に対する市及び教育委員会の対応状況について、第1回会議及び第4回会議で今年度の進捗を確認し、議論を行った。また、仙台市におけるいじめの状況について、第1回から第3回会議において、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を確認し、意見交換を行った。

次に、令和4年度実施のいじめ防止等対策事業について検証した。いじめ防止等の施策が機能するには、学校・教育委員会だけではなく、保護者や地域社会の関わりも重要である。そこで、「社会全体でいじめの防止に取り組むための対策」をテーマとして掲げ、「市民向けの広報・啓発」や「いじめの防止に関する家庭等の理解促進」について、現状の取組みを確認しながら議論を進めた。

今般、今年度の検証結果がまとまったことから、条例に基づき、以下のとおり報告する。市及び教育委員会においては、この報告の趣旨を勘案し、より実効性のあるいじめ防止等の施策の充実を期待する。子どもたちがいじめによって悩み苦しむことなく、元気で明るく学び、健やかに成長していくことができるよう、引き続き強い決意の下にいじめ防止等の施策の改善に努めてもらいたい。

Ⅱ 検証結果報告

1 令和4年度提案（3年度事業）に関する対応状況の確認

令和5年1月に、当会議から市長に報告した「令和4年度仙台市のいじめ防止等対策に係る検証及び検討結果報告書」において、市及び教育委員会に提案を行った（1）仙台市いじめ実態把握調査、（2）学級生活アンケート調査、（3）教職員以外の専門職、（4）いじめ対策担当教諭、（5）情報モラル教育（ネットいじめの予防と家庭との連携）に係る令和5年度の対応状況について報告を受け、以下のとおり確認及び検討を行った。

市や教育委員会は、当会議の提案を改善の手がかりの一つとして、検討することが大事であり、本提案の各論点に対処していることが確認できた。各学校における改善後の取組みに関しても状況を注視するなど、今後とも、改善のサイクルを継続的に行ってほしい。

（1）仙台市いじめ実態把握調査について

【令和4年度の当会議からの提案】

- ・教育委員会は、仙台市いじめ実態把握調査の特色や位置付け等について改めて確認し、目的を達成するための手法について整理を行うこと。整理するにあたっては、各学校が何に困っているのかを把握するよう努め、教職員が事務処理に膨大な時間的負担を要しないよう検討すること。さらに、同調査の記載内容に基づくいじめや、児童生徒の悩みなどへの対応を適切に行うよう学校に周知すること。

【対応状況】

- ・いじめ実態把握調査は調査1（いじめ把握）と調査2（学校風土）の2つの調査を実施していたが、調査1については名称を「仙台市いじめアンケート」と変更し、調査項目も整理した。また、集計結果については、既存の年4回の学校からのいじめ事案報告の際に併せて把握することとし、教育委員会への提出は求めないこととした。
- ・調査2については廃止し、いじめに係る質問項目の他、不登校や防犯等に関わる質問を加え「安心・安全な学校づくりアンケート」として10月に実施した。教育委員会でアンケート結果を集計し、結果を学校に送付することにより学校負担の軽減を図りながら、学校が安心・安全な学校づくりに取り組むためのデータとして活用できるようにした。

(2) 学級生活アンケート調査について

【令和4年度の当会議からの提案】

- ・教育委員会は、学級生活アンケート調査を全市立中学校で引き続き実施すること。
- ・教育委員会は、小学校で実施する有効性についても検討すること。

【対応状況】

- ・令和5年度は、これまでに引き続き、中学校における学級生活アンケート調査[※]を年1回実施し、各学校のいじめ問題の未然防止や早期発見の取組みへの活用を図った。
 - ※ 生徒一人ひとりの学校生活や学級における満足度、学級集団の状態等について把握し、教職員が共通の理解のもとで、支援体制や指導方法の改善を図るためのもの。
- ・令和6年度から、調査方法を変更し、対象を小学校5～6年生にも広げ、年3回（長期休業1か月前）実施する。

(3) 教職員以外の専門職[※]について

※ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー

【令和4年度の当会議からの提案】

- ・教育委員会は、学校におけるいじめ問題への教職員以外の専門職の活用を促進させるため、具体的な活用事例について各学校に周知し活用が進むように、定期的に確認するなどして、活用の問題点を洗い出し、ブラッシュアップを図ること。
- ・教育委員会は、教職員と教職員以外の専門職との連携、情報共有の在り方について課題の把握に努め、専門職を効果的に活用するための手法を検討し、実践すること。

【対応状況】

- ・「いじめ対策ハンドブック(令和3年3月改訂)」に掲載した専門職の活用事例について、各学校における4月の「いじめ防止等対策に係る総点検」の機会に教職員に周知した。また、各研修会等での事例検討やいじめ不登校対応支援チーム等の学校訪問時の助言により、理解の浸透や活用事例の更なる周知を行った。
- ・専門職の活用における課題を踏まえ、令和5年3月にスクールソーシャルワーカー活用ハンドブックを作成し、活用の促進に繋げた。

- ・いじめ防止等対策に係る各学校からの報告や、各研修会等を通じ、専門職を交えた組織的対応が学校組織としての対応力と教職員のスキルの向上に資することについて、管理職研修等で改めて周知した。引き続き、教員と専門職との連携や情報共有を図るとともに、課題の把握に努め、専門職の効果的な活用方法を検討する。
- ・いじめ不登校対応支援チームが全校訪問の際に、好事例(スクールカウンセラーが、ロールプレイを用いた手法を取り入れながら、具体的な対応について校内研修を行うなど)を収集し、これらを各学校に周知した。

(4) いじめ対策担当教諭について

【令和4年度の当会議からの提案】

- ・いじめ対策担当教諭の校内のいじめ対策への貢献などを、高く評価する。教育委員会は、今後も引き続き配置をするとともに、効果的な活用について検討を重ねていくこと。
- ・教育委員会は、各学校におけるいじめ対策担当教諭が本来のいじめ対策業務に注力できるように、担当授業の時間数、具体的な業務や役割分担について、適切に配慮されているかを確認するとともに、必要に応じて助言を行うこと。

【対応状況】

- ・いじめ対策担当教諭を引き続き配置^{*}するとともに、年4回の研修では、事例検討を取り入れるなど実践研修の機会をつくり、効果的な活用や対応力の向上に努めた。

※ 全市立小・中・中等教育学校・特別支援学校（小学校は小規模校4校を除く）

- ・いじめ対策担当教諭が学校におけるいじめ問題に注力できるよう、いじめ不登校対応支援チームの訪問により、各校での組織的な対応について確認し、校長会等で具体的な業務や役割分担について浸透を図った。引き続き、当教諭の担当授業時間数を確認するなど、必要に応じて個別に助言を行う。

(5) 情報モラル教育（ネットいじめの予防と家庭との連携）について

【令和4年度の当会議からの提案】

- ・教育委員会は、インターネットを介したいじめ問題が起こりやすくなっている現状を改めて認識し、学校でも家庭でも同様に情報モラルを指導する必要性があること、インターネットを介したコミュニケーションにおいてのトラブルに関しても、児童生徒の思いを受け止めることが大事であることを踏まえながら、家庭と連携した情報モラル教育の推進を図ること。

【対応状況】

- ・情報モラル教育を推進するにあたり、児童生徒の不安や悩み、考えを広く受け止めることの大切さを踏まえ、学校と家庭との連携をさらに図っていくことの重要性を学校と家庭双方に周知している。
- ・これまで、家庭への情報モラルの啓発については、リーフレットの作成・配付を主な手段としてきたが、保護者と児童生徒と一緒に学び、情報モラルが家庭においても十分に定着するよう、リーフレットの効果的な活用策を提示するほか、リーフレット以外の手法についても検討している。
- ・令和5年度は、小学校一校において、保護者参加型の情報モラル授業を行い、児童生徒はスマートフォンやネットの利用の仕方について考え、保護者は子どもの行動の見守り、支援について考えた。今後、指導案等を共有し、こうした取組みの他校への展開を図っていく。

2 仙台市におけるいじめの状況について

文部科学省の「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果から、仙台市におけるいじめの認知件数の推移等、以下のとおり確認を行った。

【仙台市におけるいじめの認知件数等の過去5年間の推移について】

1 認知件数

(件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	増減 (R3とR4比較)
小学校	12,895	11,874	9,899	10,685	10,292	-393
中学校	1,980	1,872	1,316	1,558	1,554	-4
高・特	25	21	16	28	25	-3
全体	14,900	13,767	11,231	12,271	11,871	-400
対前年度増減率	5.4%	-7.6%	-18.4%	9.3%	-3.3%	

(参考) 全国

(件)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	増減 (R3とR4比較)
小学校	425,844	484,545	420,897	500,562	551,944	+51,382
中学校	97,704	106,524	80,877	97,937	111,404	+13,467
高・特	20,385	21,427	15,389	16,852	18,600	+1,748
全体	543,933	612,496	517,163	615,351	681,948	+66,597
対前年度増減率	31.3%	12.0%	-15.6%	19.0%	10.8%	

2 1,000人当たりの認知件数

R3年度	政令指定都市	1,000人当たり件数
1	新潟市	232.2
2	仙台市	152.3
3	大阪市	124
	⋮	
18	相模原市	22.4
19	福岡市	21.8
20	さいたま市	13.1
	平均	56.1

R4年度	政令指定都市	1,000人当たり件数
1	新潟市	219
2	仙台市	147.1
3	大阪市	143.7
	⋮	
18	北九州市	28
19	相模原市	25.8
20	さいたま市	16.5
	平均	66.1

【委員の意見】

- ・仙台市では、文部科学省の定義※どおり丁寧にいじめといじめに発展する可能性のある友人関係のトラブルを認知していることから認知件数が多くなっており、教職員が子どもの困り感に寄り添っている証左である。

※いじめの認知について、文部科学省は以下のとおり通知している

いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価する。

- ・いじめの認知件数が多いということは、いじめが早期に発見されているという表れであり、教職員が感度を上げているということだ。
- ・認知件数やいじめの解消率などの数値に一喜一憂するのではなく、子どもたちが安心して学校生活を送ることができる環境整備を進めることが大切である。
「教職員が小さなケースも掬い上げる」というスタンスを持ち続け、学校はできることを粛々と行っていくべきである。
- ・学校現場と保護者や地域の人々、メディアとの間で、認知件数の解釈に大きな差があると感じる。保護者や地域に対して、認知件数についての理解を広める必要がある。

【当会議からの提案】

- ・仙台市のいじめの認知件数が他の政令指定都市と比較して多いことは、教職員の目が児童生徒に行き届いていることの表れであり、当会議として評価する。引き続き、いじめの疑いがあるものも含めて積極的な認知に努めること。
- ・教育委員会は、認知したいじめ事案について、迅速かつ適切な対応が行われているか、各学校からの年4回のいじめ事案報告等により引き続き確認し、学校に必要な支援を講じること。
- ・市及び教育委員会は、保護者や地域の人々がいじめの理解を深められるよう、広報・啓発に努めること。

3 令和4年度のいじめ防止等対策事業の検証

令和4年度のいじめ防止等対策事業について議論を重ねる中で、「学校と家庭や地域との間でいじめの解釈に差があるのではないか」、「学校だけではなく保護者、地域の人々がいじめ問題について共に考えることが大切である」といった意見が多く挙げられた。そこで、保護者や子どもを見守る地域の人々の理解を深めることの重要性に着目し、条例に掲げる「社会全体で子どもたちをいじめから守る」ための対策について、議論を進めていくこととした。

(1) 市民向けの広報・啓発について

【事業概要】

目的	市や学校、家庭、地域社会がいじめ問題について共通の理解を持ち、ともに連携を図りながらいじめの防止等に取り組む環境を実現するため、社会全体で子どもたちをいじめから守る意識を醸成する。
主な取り組み	<p>【主に社会全体への啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止等対策ポータルサイト「はじめのいっぽ」の運営 <ul style="list-style-type: none"> ・様々な相談窓口の紹介 ・児童生徒、保護者、市民向けの情報発信 ・いじめ防止対策に関する関係団体等の取り組み事例 ・「伊達武将隊」を起用したいじめ防止啓発動画 ○広告による啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関する地下鉄広告、市民利用施設等へのポスター掲示 ・市庁舎への懸垂幕、市共用車へのマグネットシート掲出 ・WEB広告の掲載 <p>【主に子どもと関わりが深い大人への啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○リーフレット等による啓発 ○講演（青少年健全育成講演会、児童館職員向け研修など） <p>【イベントでの啓発】</p> <p>仙台市PTAフェスティバルなど</p>
今後に向けて	市の取り組みを効果的に伝え、いじめについての理解を深めるための発信の内容や手法を検討していく。

【事業に対する評価及び意見】

- ・いじめ防止等に関する学校の取り組みなどを地域の人々にお知らせする機会は少ない。広報・啓発物は、地域の人々に配布しているが、当事者意識を持って見ている人は少ないのではないか。市民が当事者意識を持てるような工夫や機会が、一層必要である。
- ・広報物の表現は、子どもの目線で表現していく必要がある。
- ・市民意識調査の結果^{*}については、相対的ではあるにせよ施策評価が低い要因をしっかりと分析する必要がある。また、「わからない」という回答が一定数あることを踏まえ、情報発信の仕方を工夫していくことが求められる。

※令和5年度「仙台市市民意識調査」報告書(令和5年9月仙台市) 施策項目3-③「いじめや虐待の防止など、子どもたちが安全に、安心して育つことができる環境づくり」への評価
 … 4点満点のうち全体の評価度が2.36点 「わからない」と回答した方が23.3%

【当会議からの提案】

- ・社会全体でいじめの防止に取り組む意識を持つことがいじめ対策に寄与し、重要であることから、いじめの定義や子どもへの関わり方などの理解が市民に広まるよう、仙台市は情報発信を強化していくこと。
- ・情報の発信にあたっては、市民一人ひとりが当事者意識を持つことができるような工夫や、より効果的な手法について検討すること。

(2) いじめの防止に関する家庭等の理解促進について

【事業概要】

目的	保護者や地域の人々のいじめの定義や実態、学校の対応などについての更なる理解を促進する。
実施概要	<ul style="list-style-type: none"> ○「学校いじめ防止基本方針」の策定・改定 各学校のいじめ防止等の基本的な考え方や、具体的な取組みの内容を示している。各学校の取組みの実効性を確保する上でも重要であることから、学校では、説明の機会を設定したり、ホームページにて掲載したりするなど、家庭や地域に周知を行っている。 ○スクールロイヤーによる学校支援（保護者のいじめの理解の促進） 「スクールロイヤー」として、弁護士に「教職員・児童生徒等を対象とした研修」や「学校からの法律相談」に対応いただいている。また、スクールロイヤー制作の保護者向け研修動画を、年度当初のPTAの行事などの際に活用している。 ○いじめ防止「学校・家庭・地域連携シート」の配付・活用 学校と家庭の連携を促進するツールとして「学校・家庭・地域連携シート」を作成し、全ての家庭に配付している。家庭や地域が、児童生徒の変化に素早く気づき、学校に相談するなど、早期発見、早期対応につなげる契機となっている。 ○「仙台市いじめ実態把握調査」の実施 調査用紙を各家庭に持ち帰り、児童生徒が保護者と共に記入する。各学校がいじめの現状や児童生徒の状況を的確に把握するものであり、いじめの予防及び早期発見、早期対応に大きな役割を果たしている。 ○「いじめ防止『きずな』キャンペーン」の実施 全市立小・中・高等学校等が、いじめをなくすための自主的な取組みを考え、行うことにより、「いじめをしない、させない、許さない」という児童生徒の意識を高める契機となっている。
今後に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ①学校からの発信機会・手段の充実 学校だよりをはじめ、学校から発出する文書等（学年だより、保健だより、学級通信）や学校ホームページの内容を充実させ、校内の掲示板を活用するなど情報の発信機会、手段を増やす必要がある。

	<p>②学校からの発信内容の工夫</p> <p>いじめに関する情報発信に限らず、教育活動全般や地域のイベント等を分かりやすく発信することで学校での取組み全般への関心を高めていく必要がある。また、学校が情報発信するだけでなく、情報を受けた家庭や地域からの意見や反応を受け入れるための工夫なども大切であり、定期的な発信はもちろん、発信のタイミングや頻度も効果的なものとなるよう工夫が必要である。</p> <p>③学校・家庭・地域が共にいじめについて考える機会の充実</p> <p>学校と家庭のコミュニケーションを強化していく必要性から、PTA総会、学年・学級懇談会等で、いじめについての学校の対応方針を説明するなどの機会を増やし、地域の人々を対象とした意見交換の場を設けるなどの工夫が必要である。また、全ての市立学校に学校運営協議会が設置されたこともあり、今後いじめについて、家庭、地域への発信をテーマにするなどの工夫が必要である。</p>
--	--

【事業に対する評価及び意見】

- ・保護者が、いじめの定義や学校の取組みを理解することが大事であり、学校と保護者が連携していじめ問題に向き合う必要性については、引き続き啓発していくべきである。
- ・学校におけるいじめ防止に関する取組みを充実させ、細やかに対応するほど、学校と保護者との距離が一層開いているように感じる。いじめに関する解釈が共通なものとなるよう、保護者会などの際に、方針などを丁寧に説明することが求められる。
- ・大人の暴力行為を見て育てば、いじめはなくなる。暴力行為をなくすことについても、家庭に発信していく必要がある。
- ・保護者向け研修動画や「学校・家庭・地域連携シート」は分かりやすく、理解促進にとっても効果的である。困っている人や必要としている人に届きやすくする工夫が必要である。
- ・連携シートを全児童生徒に配付しているが、各家庭で活用するまでには至っていないのではないかと。配付後の活用の仕方についても、考えていく必要がある。
- ・連携シートの「いじめのサイン」について、こうした兆候よりも前の段階で気づき、対応する必要がある。

【当会議からの提案】

- ・いじめの未然防止や早期発見には、学校と保護者の連携が非常に重要である。教育委員会は、「学校・家庭・地域連携シート」の内容を工夫したり、活用方法のモデルを学校や家庭に示したりするなど、学校と保護者の連携促進のための支援を行うこと。
- ・学校は、PTA総会や学年・学級懇談会等で保護者や地域の人々を対象として、いじめ防止には保護者の協力なくしては成り立たないことを理解してもらうよう、十分な発信・説明の機会を設けること。

4 その他今年度確認した取組みについて

このほか、当会議では今年度、以下の事業について確認した。また、一部の中学校における在籍学級外教室「ステーション」設置の取組みについても確認し、学校内の生徒の居場所としての意義や現状を共有した。これらの事業については、引き続き充実を図るよう期待する。

いじめ防止に向けては、いじめ防止を目的とした特定の取組みに限らず、児童生徒の人間関係づくりのベースとなる教員による日頃の生徒指導や道徳の授業、特別活動等が重要である。今後とも、研修などを通じた教職員の理解や対応力の向上を期待する。

(1) いじめ防止等対策に係る教職員の研修

いじめの未然防止、早期発見、早期対応、組織的な対応について教職員の指導力と対応力の向上を図る目的で、令和4年度は、47 研修、150 講座で講義や演習などを実施している。実践的・実用的な研修内容を計画的に取り入れ、いじめを始めとする生徒指導対応力・児童生徒理解力等、キャリアステージ・職能に応じた力量の向上を図っている。令和2年度の当会議からの提案を生かし、研修体系図を全職員に示すなど、研修の位置付けやねらいを明確にしながら効果的に実施されていることを確認した。

様々な研修が学校現場でどのように活かしているのかなど、研修の実効性についても検討を続けたい。

(2) いじめ防止「きずな」キャンペーン

当キャンペーンは、児童生徒による自主的な取組みを支援し、各学校の児童会や生徒会による主体的ないじめ防止対策に取り組む活動として実施されている。小学生と中学生との違いや学校の実態に応じて、各学校が取り組みやすい形で実施していることを確認した。

子どもたちが自ら考え、話し合い、行動できるようにするための取組みは、自分事として捉える機会として、いじめの未然防止に大きな役割を果たすものと考えられる。引き続き、各学校において創意工夫を重ねながら実施してほしい。

(3) 仙台市いじめ等相談支援室 S-KET

仙台市いじめ等相談支援室 S-KET は、児童生徒や保護者が学校や教育委員会には相談しにくい場合や、相談してもなかなか解決に至らない場合などに、学校や教育委員会とは異なる立場で相談者に対応している。必要に応じて、相談者と学校の間に入り、いじめ事案の解決に向けて調整を行うなど、児童生徒や保護者の相談窓口として重要な役割を果たしている。

市は相談窓口について引き続き周知を図り、第三者の支援を必要とする児童生徒や保護者への相談支援を継続してほしい。

Ⅲ 会議の開催状況

第1回会議

令和5年

8月 10日(木)

- 仙台市におけるいじめの状況について
- 仙台市及び仙台市教育委員会による令和4年度いじめ防止等対策事業について
- 令和4年度報告における「当会議からの提案」への対応について

第2回会議

10月 19日(木)

- 令和4年度実施のいじめ防止等対策事業の検証
 - ・いじめ防止等対策に係る教職員の研修
 - ・いじめ防止「きずな」キャンペーン
 - ・仙台市いじめ等相談支援室 S-KET
- 在籍学級外教室「ステーション」について

第3回会議

12月 1日(金)

- 仙台市におけるいじめの状況について
- 令和4年度実施のいじめ防止等対策事業の検証
 - ・市民向けの広報・啓発について
 - ・いじめの防止に関する家庭等の理解促進について

第4回会議

令和6年

1月 26日(金)

- 令和4年度報告における「当会議からの提案」への対応について
- 報告書案の検討

Ⅳ 委員名簿

会 長	氏家 靖浩	(仙台大学体育学部 教授)
副 会 長	本 岡 愛実	(宮城教育大学教職大学院 教授)
委 員	西海枝 恵	(仙台市立八軒中学校 校長)
委 員	高橋 由臣	(仙台市PTA協議会 会長)
委 員	村松 敦子	(弁護士)

※委員任期：令和7年7月31日まで
(敬称略)